

全空連第 448 号  
令和 8 年 2 月 25 日

各都道府県連盟 理事長  
地区協議会 幹事長  
各競技団体理事(委員)長

公益財団法人全日本空手道連盟  
専務理事 南澤 徹  
(公印省略)

公益財団法人全日本空手道連盟 3 級資格審査員研修会の受講要件 (運用変更) について

拝啓 時下ますます ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本連盟の事業活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、3 級資格審査員の制度については、2025 年 5 月 17 日に開催した第 49 回理事会において、資格審査規程を改定し、任期制を廃止し定年制へ移行いたしました。これに伴い、3 級資格審査員研修会の受講要件 (運用) を下記のとおり変更いたします。

対象となる皆様におかれましては、内容をご確認のうえ、必ず受講いただきますようお願いいたします。

敬具

記

1. 変更前：3 級資格審査員任期中に必ず 1 回は受講しなければならない。
2. 変更後：以下に記載の通りとする。

(1) 2025 年度・2026 年度の取扱い (経過措置)

2025 年度および 2026 年度については、いずれかの年度に 1 回、3 級資格審査員研修会を受講することを必須とします。

※2024 年度に受講済みの者も、2025 年度または 2026 年度のいずれかの年度に 1 回、3 級資格審査員研修会を受講することを必須とします。

- 2025 年度に受講した場合 → 2026 年度は必須ではありません
- 2026 年度に受講した場合 → 2025 年度に未受講でも要件を満たします

(2) 2027 年度以降の取扱い

2027 年度以降は、2 年に 1 回、3 級資格審査員研修会を受講することを必須とします。なお、3 級資格審査員に新たに任命された者は、任命された年度と翌年度の 2 年間のうちに、1 回、3 級資格審査員研修会を受講することを必須とします。

(例)

- 既に 3 級資格審査員の資格を持っている場合 → 2027 年度または 2028 年度に 1 回受講
- 2027 年度中に任命された場合 → 2027 年度または 2028 年度に 1 回受講
- 2028 年度中に任命された場合 → 2028 年度または 2029 年度に 1 回受講

以上